



C O N T E N T S

ここから勝負 — 経済補償制度改正について…………… 01	15周年記念誌「雲外蒼天」完成記念懇親会…………… 04
【資料】現行犯給法、あすの会案及び内閣府 検討会とりまとめの論点整理…………… 02	活動報告…………… 05
第14回 犯罪被害者の会大会 開催…………… 03	「雲外蒼天」刊行に寄せて、会員の声…………… 06
	幹事会、関東・関西集会 報告…………… 07

内閣府犯罪被害者等施策推進会議の第2次基本計画において、あすの会が念願していた「犯罪被害者経済補償制度（生活保障型）」は、残念ながら実現に至りませんでした。しかし、同時に働きかけておりました自民党からは、本年に入ってから犯罪被害者等の現状について再ヒヤリングをしたいとの申し入れがありました。真に困っている被害者の現状を訴える機会がもたらされ、あすの会では次のような提案をいたしました。

これから勝負 — 経済補償制度改正について

副代表幹事 渡辺 保

昨年から内閣府犯罪被害者等施策推進会議の中で、第2次基本計画の評価・反省と第3次に向けての論点の絞り込みが始まりました。

あすの会では、経済補償制度について引き続き検討することを要望しましたが、専門委員等会議の中で座長は、すでに前回の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の場で検討済みなので、特段の理由がない限り、再度議題に取り上げるのは難しいとの姿勢でした。しかし、あすの会で聞き取り調査した被害者の例を見ると、先の検討会の結論では救済される被害者はおりません。また経済補償制度の改正については、当会以外に積極的に活動している組織がないのが現実です。

そんな中、「自民党政務調査会 司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT（鳩山邦夫座長）」から、あすの会、日弁連、全国被害者支援ネットワークの3団体からヒヤリングをしたいとの連絡を受けました。

幹事会ではこの好機を逃さず、まずは鳩山座長にお会いすることにしました。鳩山座長は「内閣府からの第3次

基本計画に関する書類を見たが、被害者の立場に立っていない。認めるつもりはない。まず、あすの会の話聞き、その後2団体から話を聞く」との力強い言葉がありました。後日、小林鷹之事務局長にお会いしたところ「被害者の悲惨さは昨年のヒヤリングで十分わかっている。私たち議員も少しでも被害者補償を前進させたいので、議論がしやすいように論点を絞ったほうが良い」とのアドバイスを受けました。

そこで、①親族間犯罪不支給の撤廃、②医療費等の現物給付、③犯給金の引き上げ、という3点に絞って要望することにしました。

5月19日のヒヤリングには、岡村顧問、松村代表以下9人で参加し、2人の被害者が現状を訴え、後藤幹事が次頁に掲載した〈資料〉を元に説明して理解を求めました。

質問時間には「基本法ができて10年経つのに、まだこのような状態なのか、何とかしないとイケない。各省庁も真剣に考えてほしい」等、多くの国会議員の先生方があすの会の要望を認めるご意見でした。

鳩山座長からは、「このPTは真に困っている犯罪被害
(次頁に続く)

者を救済するためのものだと認識してほしい」「党主導で進めなければいけないようになるかもしれない」などの心強いご発言も出されました。

この燃え上がった火は、そのままにしておけば消えてし

まいます。被害回復制度の確立は、あすの会の設立目的の一つであり、少しずつでも達成されるよう一丸となって取り組むべき課題であり、全力を傾注しましょう。

【資料】 現行犯給法、あすの会案及び内閣府検討会とりまとめの論点整理

あすの会の被害者調査で判明している主要な問題点

1. 「重傷病給付金」では救われない被害者が多い。3割の被害者が1年超の治療。
なお、過去の被害でも、今現在も医療費やカウンセリング費用で苦しんでいる人がいる。
2. 「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額され困窮する被害者遺族が多い。
3. 給付金額が十分でなく、特に若年の被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多い。
結局、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ない被害者が多く、被害者の尊厳・自立を損ない、国民感情、財政負担の観点、労災被災者・交通事故被害者との権衡から不合理な制度に。

論点	現行犯給法	あすの会案	内閣府とりまとめ
重傷病給付金について (参考) ・犯罪被害給付金 516 人に 12 億円 (H25)。うち重傷病給付金 228 人に平均 23 万円、総額 5200 万円(H25)。 ・受刑者の医療費 10 億円 (H18・期間も上限もなし) ・労災では現物給付。リハビリ・介護・付添費も対象	(1) 1 年以内、120 万円上限 (2) 被害者がまず病院に支払い、後で給付金を受ける (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用が対象外(医療保険の対象となるカウンセリングは対象)	(1) 期間と上限の撤廃 (2) 「犯罪被害者証」を発行し、現物給付 (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用(被害者の家族も含む)を対象に加える。 特に介護費用が高額で、また、子ども・性犯罪被害者の PTSD のカウンセリングの必要性も高い	・重傷病給付金制度の見直しについては採用せず一見直すべきとの意見あったが取り上げられず ・カウンセリングについては「カウンセリング給付金(仮称)を新設するなど法制度として整備することが必要」と提言。具体案を警察庁で検討することとされた
親族間の犯罪について	不支給・一部減額が原則。規則で規定	原則とはせず、社会通念上妥当でない場合にのみ制限	DV 以外にも特例を認めるべきとの提言
給付金額が十分でない 一遺族給付金の平均 540 万円 (H25) [参考] 自賠責ではひき逃げ・無保険車の事故では国が加害者に代わり賠償。死亡事案であれば、年齢に関わらず、概ね全員 3000 万円支給。	・平成 20 年改正で最高支給額 3000 万円に引き上げたというが、若年の被害者で遺児がいる事案では低額。3000 万円支給はごく一部 ・一時金のみ。	・若年の被害者で遺児がいるなど困窮している家族に手厚い給付金に改める ・年金方式も検討	採用せず一見直すべきとの意見もあったが取り上げられず